

集落営農法人の連携による組織化への支援

東近江農業普及指導センター

【普及活動のねらい・対象】

当センターでは、水田農業の持続・発展に向けた取組の一つとして、集落営農法人（以下、「法人」という）間の連携を推進しています。目的は経営規模や労働力が十分ではない法人が連携することにより、経営基盤を強化し、経営の持続的な発展につなげることです。東近江市建部地区の3法人は、経営面積が13～27haと小さく、次世代の人材確保や農業機械の整備等に不安を抱えていました。

そこで、複数法人が連携して営農を行う連携組織の設立を目指して、各法人の活動を支援しました。

【普及活動の内容】

JAと連携し、連携組織設立に向けた3法人の合意を支援しました。各法人から2名ずつ出席してもらい、主に新法人の設立について議論を進め、当センターは検討事項の提案と意見の集約を行いました。また、令和5年度に合併法人を設立した石川県の農事組合法人倶利伽羅への視察研修を開催しました。研修会を通じて連携組織の設立に向けた手法について知見が深まり、その後の建部地域における優先検討事項の設定につながりました。



写真1 先進地視察研修の風景

【普及活動の成果】

3法人による検討の結果、現法人を残しつつ新たに3法人の上部組織として広域連携法人を設立する案、現法人は解散して合併法人を設立する案の2案で検討を深めることとなりました。令和6年度中の合意は難しいものの、話し合いを続ける中で数年先には連携組織を設立するという目標は明確になりました。

引き続き話し合いを進め、連携組織設立の合意が行われるよう支援していきます。

◎対象者の意見

2～3年先にはひとつにならないと経営が厳しいと思っている。それまでに一定の方向性を定めたいので、引き続き支援をお願いしたい。（法人A）